



三
花
號
之
辨
咲
松

全

1084
600
140



門 曾 600
號 600
卷 140



松

南朝の時曆を考ふるに延元々年後醍醐帝

吉野の潜幸まじりて元中九年北ノ後鳥羽帝後醍

帝後小松院を御狩子の御ありて三種の神宮にあり

らむと凡三代まじりて五十七年と紀す後村上帝の次

又長慶院とまじりて四代とまじりて凡五十年と紀す

云かき元弘の御ありて凡五十年と紀す後醍醐後村上

とまじりて凡五十年と紀す後醍醐後村上

當帝後鳥羽山院是より後醍醐帝との凡五十年と紀す後村上

申すくみほく宿のあつえ

申す一所製

すまのふまふく白く花をく

こくくくやまやまの梅くね

因集から部云くまおましくく時内裏あく

歌をくく百あ首つくまうく時梅所製

くちもくくくくくくく

くくくくくくくくくくく

くめ之二首くくくくくくくくく

後の御製も我をくくくくく

あくくくくくくくくくく

御集よ正平正二年八月つひくく

又すまのあくくく

ゆひやれおれくくくく

くくくくくくくくく

申す

くくくくくくくくく

あくくくくくくくく

山内集のくち後巻山帝成くんと芳祐くんと春信

と祐くんとあつたくちも寛成の所もあつたまゝに元同

腹の少弁るまゝ又元信の代元信後同應安六年

文中三年八月二日南方奉讓位於所合弁宮と云くち

御孫巻鏡あつたとい大友皇子上皇よ没落後

久留里元のせき高倉文東園より向のりし海子

元信のまゝ如くつり新集の所製を確拠

と云くちあつた南館の撰集は元信の難縁

くは元信の彼を捨つてあつた新集は元信の

建徳元年二月相契殿年と云くち撰集は元信

次子即製

十くちの元信くちとちきるのれ

我せのくちあつたひのちり

是代初の子製と云くち又同集新下云中宮

女中あつたりするに元信の枝は元信の

くちりか毎門院

君のくちあつた宮井よりつた

ほととを元信のくちと云くち

その聖大傍正南方玉川宮男後飛礮曾孫とあり
帝位の後之を辨へん新しき事とありとありとあり
也ある人又同く如き門院と系圖とありとありとあり
より福恩系系圖白女と稱するや昔よりあり新し
系新しきまの如き門院中殿とあり八月十五日夜
二十五年乙未会一竹とあり時中月とありとありとあり
より福恩系系圖白女とあり

ありとありとありとありとありとありとありとあり

ありとありとありとありとありとありとありとあり

ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり
ありとありとありとありとありとありとありとあり

出考

長慶院の如く寛成後龜山帝即同服の
所中乙酉平二十二年乙未とありとありとありとあり
詳しき太上天皇と稱する所の後紀別玉川の

中子心丸居ありうらうら玉川宮と皇太子母系
 高天原門院とあし習しむるゆふのかのゆふあり
 又天授三年の夏千首和歌ふよせまふれんも
 千所製新よ集よええまそはゆひくきまよ
 卯之年のゆ中不和ありこの宸筆のゆ文し
 必南北のつらありあふまら

敬白

右今度之雌雄如恩者

殊可致報賽之誠之状

如件

元中二年九月百太上天皇寛成

(Faint vertical text, likely bleed-through or a separate column of text, including characters like 元中二年九月百太上天皇寛成)

右一帖保已一檢校所勘也其論長
慶院事詳且盡矣尾列天野信景
著南朝紹運圖引度會延經說以
寛成熙成同訓為一人者亦誤夫南
朝三代皇統所係不亦皇乎因寫一
帖以秘篋底云尔

天明戊申季冬 大田覃

文化丁卯孟春初九得整齊為本字
之

瀧澤解

三議一統之辨



一西家之礼法を記し、その子西家の礼法集三議一統
大双紙と名付り、あるに、書名の序又云夫礼法と云ふ
もの弘く法に度く是法を弘くもの、その子西家の二字
を知る中畧源流をくく、當ながら、西伊源家の
礼法と云ふもの、中畧世との進退動靜の類の種
形を、唐院及、民滿公昇殿の所、家所一、族即家
人の中、子其方を、世に、進上の族ハ、知事ある
こと、作らるる、その、西家の、西家の、西家の、

花里階

一 うち地へく下中つぎ此今川に事大夫氏然らば
公侯より伯子男なるつぎ法身山堂系具存

卿長秀子男より公侯伯子貞文曰公侯伯子男五等ノ爵トテ唐土音周ハ

代ノ名也日本ニテハ上右ヨリ此五ツノ名目ヲ用ラレタリト 曾見テ之

美備公ノ代ニモ此名目ハナカリナリ

いふら法を言上あらばなり成所宗子然らば法身皇

神地より代々のおろそきやせ何分至氣も平満忠

朝臣心をむらぬり法の准儀を古例へ門を十二

門も後さきより天地八隅王化神道の十二形を表は

しこれを撰りて名つけし三強一燒り法準らる

以上三強一燒の序の文の同分目録たの如し

中一續一平のうらまし為家門 第二法量門

中三騎射門 第四歩射門

中六供奉門 第六宮江門

中七奏射門 第八馬法門

中九蹴鞠門 第十膳部門

中十一弓法門 第十一実檢門

右の如く十二門の部をなす

一頁文辨りて曰三強一燒り法集元承也系系序庫

史記

のふか加うニかか心を下りて記しうとらふ修め他し
て序文をまきうやうまきうとらわく記しう一統の四
字ゆかてふ序文と二紙一統とらふ記しうの後の
の他しうの明しう

一又云々書るは此の作りよりうとせよとらふ記し
の類の種を記しうとらふの序文ゆかて人の信し
て書るの才十一篇を法つよ好き文のゆかて記し
うゆかて好きこの法式を定め記しうのゆかて世
上の人の教のゆかて記しう又下りて上の序文を記し

撰と記しうれ書し記しう好きこの文のゆかて記し
ゆかて記しう記しう記しう記しう記しう記しう
是るゆかての作りをうけう記しう書しゆかて記
ゆかて記しう記しう記しう記しう記しう記しう
一又云々書るは此の法集とある記しうゆかて記し
ゆかて記しう記しう記しう記しう記しう記しう
序文と同記しう一才二篇の法量門ハゆかて記し
ゆかて記しう記しう記しう記しう記しう記しう

三端一統の節十一箇御筆法門の中端方の右法
の条より永享元年月日と年月を記せり 堀の御筆
より成平公なる永享元年十二月征夷大将軍の儀を拜
退し堀の御筆持公の旗ののりし 同二年有る
より成平公大政大臣を拜し 同月たる入道し 同
三端一統の節十一箇御筆法門の中端方の右法
の条より永享元年月日と年月を記せり 堀の御筆
より成平公なる永享元年十二月征夷大将軍の儀を拜
退し堀の御筆持公の旗ののりし 同二年有る
より成平公大政大臣を拜し 同月たる入道し 同
三端一統の節十一箇御筆法門の中端方の右法
の条より永享元年月日と年月を記せり 堀の御筆
より成平公なる永享元年十二月征夷大将軍の儀を拜
退し堀の御筆持公の旗ののりし 同二年有る
より成平公大政大臣を拜し 同月たる入道し 同

御を記してあるものありしより一の代は
平貞丈記

又考

南朝此條より永享三年 成平公を考ふ今川
範忠伊勢貞親の御くぬぬの礼式を定むと
あり右二人の名を平公のの系傳ありぬぬ
礼式を定む御を記し 何れかの系傳も
今川の系傳も見えぬ 成平公を考ふ二人の
名を考ふ南朝此條の記も又信月より

足るど時代も同一なり

平貞丈記

右二篇一統之弁者何物か氏貞丈著述の
依懇望乞書之以何物氏貞丈之著本
写之 明和八年春二月夕賀氏常政誌之
右二篇一統之辨一卷得瀬名貞雄本
写之

天明九年己酉人日

南畝子

一之篇一統のし

先師知少の師子写すのひひとくさみぞと
ゆりのみまをかくるれひひとくさみぞと
のゆりふやまのにおんやわの中よ一統一統と
録しゆりのみまのてん方へつよもちぬる
るふらゆらゆらと先師ゆらもこれ師昔ま
えらふ一統一統ふれ吾ハ徳あるとふも古
人のくふら字ゆらゆら大冊のふら一冊と
写すらん 二の師子人の筆書きと
てんてん又解さきふら

右卷之松江一統之每兩冊今春
借抄之皆文化四年丁卯正月九日薄暮
之兩の羊子至之披閱再三之倉卒之際
謄字了他日得閑寂亦當做書之

瀧澤解

Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page.

